

# 「資料収集・提供の自由」に関する図書館員の意識

## ——「町政を批判する資料」「旧統一教会関連団体からの寄贈資料」「拉致問題関連資料」の取り扱いをめぐって

山口 真也

### 1. 研究の目的と方法

2022年は、「図書館の自由に関する宣言」（以下、自由宣言）との関わりにおいて、各地の図書館における特定資料の取り扱いが大きな話題となった一年であった。本稿では、筆者も委員の一人を務める「日本図書館協会図書館の自由委員会」（以下、自由委員会）による各種のレポート<sup>12</sup>に取り上げられている2022年の出来事について、その論点を改めて整理するとともに、筆者が講師を務めた公共図書館職員向けの研修会でのアンケート結果を紹介し、現場の図書館員がこれらの問題をどのようにとらえたかを明らかにするものである。

本稿が取り上げる事例は、①岐阜県・御嵩町図書館での寄贈本の取り扱い、②旧統一教会関連団体刊行物（寄贈資料）の取り扱い、そして、③文部科学省からの北朝鮮当局による拉致問題に関する図書充実の協力要請への対応の3つである。研修会は、これらの事例を紹介した上で、選択肢形式で、望ましい対応などを問いかけ、Google Formで回答を求め、その結果を研修会の中で紹介しながら、参加者とともに議論を深めるという形で進行することとした。

研修会の開催時期や開催場所については非公開とすることを伝えた上でアンケートへの協力を依頼しているため、ここでは具体的には記載しないこととする。本稿が取り上げる3つの質問への有効回答数は「18」であった。

### 2. 3つの事例の論点と回答者の問題意識・各図書館の対応

#### 2.1. 岐阜県・御嵩町図書館での寄贈本の扱い

2022年3月、岐阜県・御嵩町図書館での寄贈本の取り扱いがいくつかのメディ

1 「図書館の自由をめぐって」『図書館年鑑』(2023)、日本図書館協会、2023、p.100-102

2 「基調報告・図書館の自由、この一年」『図書館の自由(ニューズレター)』第121号、2023.11、pp.2-5

アで報じられた<sup>34</sup>。寄贈本とは、杉本裕明が花伝社より2021年2月に出版した『テロと産廃―御嵩町騒動の顛末とその波紋』と題する図書であり、出版直後の2021年3月に開催された町議会の場で、同書について、「反論満載のうそ本」「間違っている項目が多く、あんなでたらめを(図書館に)置くわけにはいかん」と渡辺公夫町長(当時)が発言したとされている。町図書館は当初は著者からの贈呈を受けた同書を受け入れる予定であったが、町長の発言がきっかけとなり、倉庫に入れ、他の利用者から寄せられたリクエストにも応じないなど、「閲覧不能の対応」となったという。そして、報道された直後の3月15日には、渡辺町長と高木俊朗・町教育長が対応を協議した結果、「反論文書を付け、閲覧できるようにする方針を決めた」ことも報じられている<sup>5</sup>。

こうした一連の報道を受けて、日本図書館協会の自由委員会(以下、自由委員会)は、報道にあるような反論文書の貼付が「ラベリング」(図書館が資料になんらかのコメントを付すこと等)に該当し、自由宣言が求める「収集の自由」と「提供の自由」の侵害となること、そして、図書館管理者(首長)の反論文を貼付しての資料提供が「検閲行為」となることなどを指摘している<sup>6</sup>。さらに、同年4月3日には、委員会サイトにて「図書館資料への反論文書の貼り付けについての考え方」を発表し、特定資料への反論は付属品のような形ではなく、独立した資料として展開されるべきであり、図書館は、各々の資料を価値ある資料として対等にアクセスできるようにすべきであるという考え方を示している<sup>7</sup>。

その後、御嵩町教育委員会の定例会は、町長側からの反論文書を待たずに同書を図書館の蔵書とすることを決定し、4月8日より、同書は郷土資料の一冊として制限なく町図書館にて貸出されることとなった<sup>8</sup>。自由委員会が4月26日に図書館へ聞き取りを行ったところ、今後、町の反論文書が発表されることがあれば、

3 「町長が批判した本、図書館で閲覧不可 御嵩町政めぐり記述「うそ多すぎる」『朝日新聞』2022.3.10, 朝刊名古屋 32面

4 「産廃問題の本 閲覧できず 御嵩町 町議員問「検閲では」町長「うそ多すぎる」『読売新聞』2022.3.11, 朝刊中部 25面

5 「町長が「うそ本」、閲覧可能に 反論文を付けて 御嵩町図書館」『朝日新聞』2022.3.16, 朝刊名古屋 32面

6 村岡和彦「図書館管理者による「反論」付き提供：御嵩町の事例のゆくえ」『図書館雑誌』Vol.116,-No.4, 2022.4, p.179

7 日本図書館協会図書館の自由委員会「図書館資料への反論文書の貼り付けについての考え方」<https://www.jla.or.jp/tabid/960/Default.aspx>, 2022.4.3 公開, 2022.5.1 追記

8 「町長反論の本、自由閲覧可に 岐阜・御嵩町図書館」『朝日新聞』2022.4.9, 朝刊名古屋 30面

同書に貼付することなく個別の資料として扱う方針であるという回答を得たことから、5月1日に上記の「考え方」にその旨を追記することになった。しかしながら、著者は一連の対応について「精神的苦痛を受けた」として町を相手に1万1千円の損害賠償を求めて岐阜地裁に提訴（2022年5月）、町と著者との和解は2023年10月6日ようやく成立することになった<sup>9</sup>。

研修会では以上のような出来事の経緯を簡単に説明した上で、「皆さんが勤務する自治体（県・市町村）の長が「反論満載のうそ本」と批判するような図書が、その著者から図書館へ寄贈されました。図書館で受け入れるべきでしょうか？」という質問を行うこととした。

選択肢は「①受け入れるべき」「②受け入れるべきではない」「③受け入れるべきだが、実際には難しい」「④その他（自由記述）」の4つである。アンケートの結果を紹介する前に、筆者が考える望ましい対応を挙げておくと、「ミスリード」という批判を受けるかもしれないが、回答者には「④その他」を選び、①～③ではない対応を書いてほしいと考えていた。

公共図書館を対象とする図書館法の第3条7号には、図書館の責務として「時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること」が求められている。森耕一は、奥平康弘の言葉を引用しながら、この第3条第7号について「参政権との関係で重要な意義を有する」条文であると指摘している。なぜなら、「主権者としての国民は、選挙をつうじて代表者を政治機構に送る権限をもって」おり、「この権限を適切に行行使するためだけからいっても、国民はつねひごろ、国政にかんする情報をまんべんなく入手しうる機会を持たなければならない」からである<sup>10</sup>。つまり、図書館法第3条第7号にある「時事」とは、ただ単にその時々起こった出来事を指すのではなく、国民主権、あるいは参政権の実質化を目指す、という公共図書館界からの民主主義、あるいは住民自治へのコミットメントを示すキーワードと捉えることができるのである。

森耕一の論には「国政」としか書かれていないが、第3条7号は、当然、住民にとってより身近な、都道府県や市町村の行政に関する情報・資料をも想定しているはずである。とすれば、その地区の行政をテーマとする資料は、その町の図書館だからこそ収集するべき資料とも考えることができる。もちろん、選書に

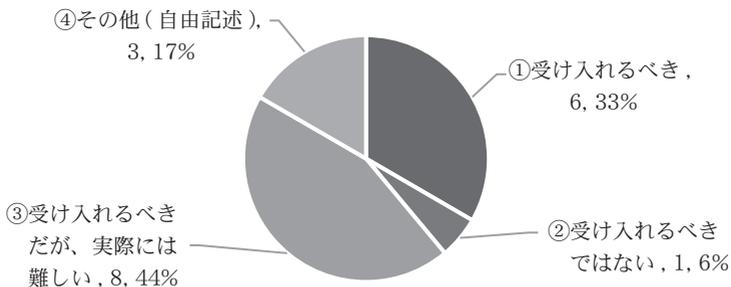
9 「御嵩町と著者の和解が成立 「うそ本」 閲覧不可訴訟」『朝日新聞』2023.10.7, 朝刊岐阜全県 25 面

10 森耕一編『図書館法を読む』補訂版, 日本図書館協会, 1995, pp.9-10

おける裁量権は各図書館に認められるべきではあるが、地域の政治をテーマとする資料については、それが肯定的な立場から書かれたものであっても、批判的な立場から書かれているものであればなおさら、その地域の図書館の積極的な収集対象になるのではないか。西河内靖泰（当時の図書館の自由委員長）がこの問題について寄せた「地域についての本は、一級資料として一番に入れるべきだ」というコメントからも同様の考えが読み取れるだろう<sup>11</sup>。

筆者はこうした考えの下で、アンケート調査では、「寄贈を待つのではなく、積極的に購入すべき」という回答が自由記述欄に寄せられることを期待したのであるが、グラフ1に示した通り、「そのほか」を選んだのは3人（17%）、いずれも「わからない」、「選書基準に合えば受け入れる」、「利用者のニーズによる」という記述内容であり、残念ながら、筆者が期待するような回答ではなかった。また、「③受け入れるべきだが、実際には難しい」という回答が最も多い（8人、44%）という結果からは、図書館の自由の実践、あるいは参政権の実質化を難しくしている背景に雇用の問題があることは容易に推察できるだろう。図書館での選書において、住民の参政権との関わりを積極的にとらえようとする姿勢はみられず、また、必要な資料の寄贈すら受けることができないほどに雇用制度が弱体化している状況は大きな問題と言えるのではないだろうか。

グラフ1 行政を批判する内容の寄贈資料の  
受け入れについて（有効回答数 18）



11 前掲注3

## 2.2. 旧統一教会関連団体刊行物への批判

2022年7月8日、安倍晋三元首相が奈良県奈良市にある大和西大寺駅北口ロータリーでの選挙応援演説中に銃撃され、死亡するという痛ましい事件が起こった。事件直後から、被疑者である山上徹也の動機は「政治信条への恨みではなく、(安倍元首相が)教団(旧統一教会)と近い関係にあると思った」ことであったとメディアで大きく報じられ、靈感商法や多額の献金、宗教二世の苦悩など、旧統一教会をめぐる様々な問題への社会的な関心もまた高まることとなった。そして、こうしたメディアの追及の手は図書館に及ぶこととなる。旧統一教会は関連団体をいくつかもっているが、その一部の団体が布教を目的として新聞や雑誌をいくつか出版しており、寄贈資料として図書館に贈られてくることもあるのである。

『朝日新聞』2022年11月9日付では、秋田県立図書館が旧統一教会関連団体から雑誌の寄贈を受けて書庫に保管していること、そして、ラックに置いて利用者が持ち帰れるようにしていることが問題視され<sup>12</sup>、後日の報道で、佐竹敬久知事の方針を受けて無料誌の配布中止が決定したと伝えられている<sup>13</sup>。新宿区立図書館運営協議会の会議録には、旧統一教会からの「寄付は受け入れない」とする区全体の方針公表にそって、関連団体が発行する『世界日報』について、「大変難しいところではあったんですが、(中略)ご寄贈については辞退するというにいたしました」と記録されている<sup>14</sup>。こうした動きがある一方で、名古屋市立舞鶴中央図書館や同市立港図書館でも『世界思想』や『思想新聞』などを受け入れていたとことが新聞報道で取り上げられたが、名古屋市の担当者は新聞社の取材に対して「内容が正しいものばかりでなく、議論や判断の材料を提供するのが図書館の役割だ」として、撤去は行わないとしていることが報じられている<sup>15</sup>。

研修会では、以上の3つの図書館での対応を紹介した上で、「皆さんが勤務している図書館に、旧統一教会関連団体から寄贈された雑誌が、雑誌コーナーに置かれていることが分かりました。今後、どのように扱うべきでしょうか？」と問

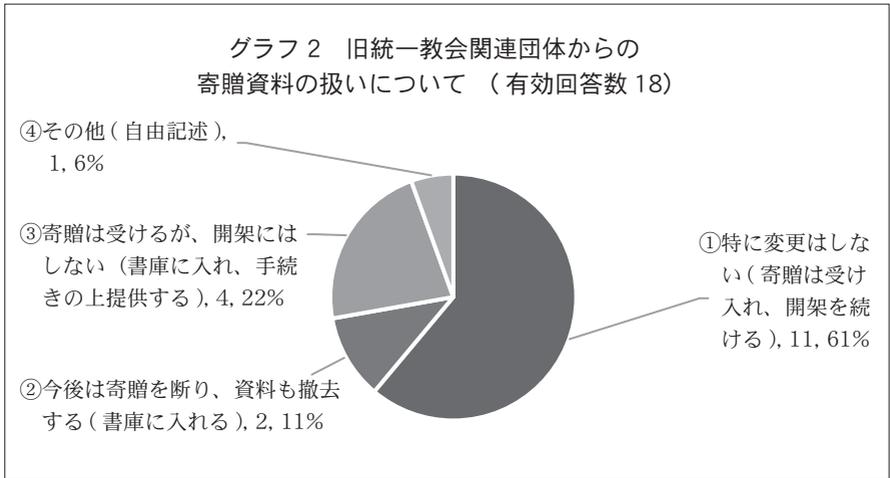
12 「県立図書館の配架、知事が見直し方針 旧統一教会関連無料誌」『朝日新聞』2022.11.9, 朝刊秋田全県 21 面

13 「図書館の無料誌、配置を取りやめ 旧統一教会問題巡り県」『朝日新聞』2022.11.12, 朝刊秋田全県 27 面

14 「第2回(令和4年9月29日)図書館運営協議会 会議録(要旨)」<https://www.city.shinjuku.lg.jp/content/000353690.pdf>, 2023.12.30 アクセス

15 「旧統一教会との関係調査公表 名古屋市、寄付など」『朝日新聞』2022.9.8, 朝刊愛知 23 面

いかけることとした。選択肢は「①特に変更はしない(寄贈は受け入れ、開架を続ける)」、「②今後は寄贈を断り、資料も撤去する(書庫に入れる)」、「③寄贈は受けるが、開架にはしない(書庫に入れ、手続きの上提供する)」「④その他(自由記述)」の4つであり、最も近いものを1つ選んでもらうことにした。グラフ2はその結果を示したものである。



今回の一連の報道からも読み取れるように、ある団体が「反社会的」であると非難された場合、その団体が刊行する資料の寄贈を図書館が受けることについては、“図書館がお墨付きを与える”、“宣伝や布教を手伝うことになる”といった社会的批判を招くこともあるかもしれない。しかしながら、自由宣言の副文に記されているように「図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもつても、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない」はずである。もっと言えば、旧統一教会問題を考える上で図書館が所蔵するこれらの寄贈資料は、きわめて重要な研究資料であり、資料の収集を取りやめることは図書館の使命からみて望ましい対応とは考えづらい。

一方、自由宣言の副文には、資料収集の自由を守る上で「図書館は、自らの責任において作成した収集方針にもとづき資料の選択および収集を行う」ともある。本来、図書館が所蔵する資料は、図書館ごとに自らの責任において作成され

る収集方針に基づいて受け入れが決まるものであり、寄贈本だからといってそのハードルが下がることはないはずである。大切なことは、収集方針が成文化され、住民に公開され、広い支持を受け、各々の資料の受け入れについて公平に検討がなされているということであり、そのようにして受け入れられた資料を、一部（外部）からの指摘・批判によって収集しないと即断することは図書館がもつ選書権への介入・干渉でもあり、多くの住民に対する背信的行為となるだろう。

では、収集そのものは継続しつつ、提供を制限する（書庫入れる）という対応はどのように考えればよいのだろうか。繰り返しになるが、その団体（関連団体を含めて）発行する資料は問題点を検証するための第一級の資料になりうる。書架スペースに限りがあったりして、古い号を書庫に入れることには合理性があるが、最新号まで書庫に入れてしまえば、その資料が利用者の目に届く機会はほとんどなくなってしまふ。社会的に大きな問題であればあるほど、市民の関心も高く、手に取れる場所に公然と排架してほしいと望む利用者もいるだろう。図書館が収集している資料はなにも寄贈を受けたその雑誌1冊（号）ではないし、資料を手にとって生じる悪影響を防ぐ方法は「書庫に入れる」ことだけでもない。靈感商法、宗教二世といった深刻な社会問題に対しては、その問題を指摘する資料・情報の積極的な収集と整理、さらに展示企画や読書相談といった、図書館の多様なはたらきを通して、積極的に資料・情報へのアクセスを保障するという対応をとることが教育機関としての役割を果たしたことになるのではないか。

グラフ2はアンケートの結果を示したものである。最も多い回答は「①特に変更はしない」であり、11人（58%）がこの項目を選んでいる。「④その他」には、①と同様「わからない」という自由記述がみられた。一方、社会的な影響を考慮してか、「②今後は寄贈を断り、資料も撤去する（書庫に入れる）」と回答したのは2人（11%）、「③寄贈は受けるが、開架にはしない」と回答したのは4人（22%）という結果も示されている。

自由委員会が『図書館雑誌』に連載している「こらむ・図書館の自由」（2023年3月号）では、「被害に遭われている方々の救済と保護は速やかになされるべきである」とした上で、「資料の収集・提供が萎縮することがない」ように各図書館へ呼びかけている<sup>16</sup>。図書館の使命は知る自由の保障であり、資料提供であ

---

16 天谷真彦「内心の自由と組織的干渉」『図書館雑誌』Vol.117, No.4, 2023.4, p.183

る。資料提供を通して「被害に遭われている方々の救済と保護」につなげていく方法を模索し続けることが重要だろう。

### 2.3. 北朝鮮当局による拉致問題に関する図書充実の協力等の要請

2022年8月30日、文部科学省は各都道府県・指定都市図書館・学校図書館担当課等にあてて「北朝鮮当局による拉致問題に関する図書等の充実に係る御協力等について」という文書を発出した。同年8月29日付の内閣官房拉致問題対策本部からの文科省総合教育政策局地域学習推進課等あての依頼文書を受けた事務連絡であったが、「国からの通知」として県立学校あてに文書を発出した自治体もあったという。同文書には、拉致問題について、特に若い世代の関心が低くなっていることを受けて、公共図書館や学校図書館において、拉致問題に関する図書等の整備充実を図ること、そして、12月の「人権侵害問題啓発週間」にあわせてテーマ展示を行うことといった、「手に取りやすい環境の整備」についての要請が記載されている。

こうした動きに対して、全日本教職員組合がいち早く本文書への抗議声明を発表(9月8日)<sup>17</sup>、9月29日には日本出版者協議会<sup>18</sup>、10月9日には図書館問題研究会<sup>19</sup>が相次いで文書の撤回を求める要請書を公表している。日本図書館協会も自由委員会の協力を得て、10月11日に意見表明を行い、資料の充実や展示の開催については、どのようなテーマであっても外部から一律に要請されるべきではなく、地域の事情やニーズ等をふまえて各図書館が主体的に取り組むべきであり、文科省から特定分野の図書の充実を求められることが異例の事態であると同時に宣言の理念を脅かすものであるという懸念を示すこととなった<sup>20</sup>。

北朝鮮当局による拉致問題は深刻な人権問題であり、早急に解決が望まれることである。しかしながら、図書館界で自由宣言の採択について議論されていた

---

17「8月30日付事務連絡「北朝鮮当局による拉致問題に関する図書等の充実に係るご協力等について」の撤回を求める要請」[https://www.zenkyo.jp/\\_cms/wp-content/uploads/2022/09/22-09-08\\_2023.12.30アクセス](https://www.zenkyo.jp/_cms/wp-content/uploads/2022/09/22-09-08_2023.12.30アクセス)

18【声明】文部科学省の図書館の自由への介入に抗議する」[https://www.shuppankyo.or.jp/post/seimei20220929\\_2023.12.30アクセス](https://www.shuppankyo.or.jp/post/seimei20220929_2023.12.30アクセス)

19「事務連絡「北朝鮮当局による拉致問題に関する図書等の充実に係る御協力等について」の撤回を求める要請」[https://tomonken.org/statement/abductions\\_2023.12.30アクセス](https://tomonken.org/statement/abductions_2023.12.30アクセス)

20「文部科学省からの拉致問題に関する図書充実の協力等の要請について—公益社団法人日本図書館協会の意見表明—及び(図書館関係者各位)文部科学省からの拉致問題に関する図書充実の協力等の要請について」[https://www.jla.or.jp/demand/tabid/78/Default.aspx?itemid=6548\\_2023.12.30アクセス](https://www.jla.or.jp/demand/tabid/78/Default.aspx?itemid=6548_2023.12.30アクセス)

当時の資料を読むと、1950年代前半の「レッド・ページ」や「逆コース」（戦後日本の民主化・非軍事化に逆行する政治的な動き）が進行していく中で、太平洋戦争中のような思想善導機関に引き戻されることが現実的な不安として存在していたことが分かる<sup>21</sup>。そうした「国家権力からの自由」を切に願って自由宣言が採択されたことをふまえると、特定分野の図書の充実を国の機関から各々の図書館に直接的に求めることは、自由宣言の理念を脅かすものにとらえなければならない。今回は文科省による拉致問題関連資料の充実が問題視されたが、このことは、例えば、環境省からSDGs関連資料の充実を、法務省から性的マイノリティの差別解消を目指す資料の充実を求められたとしても基本的には同じようにとらえるべきだろう。日本図書館協会が示しているように、資料の充実や展示の開催については、それがどのようなテーマであっても、各図書館が、地域の事情や目の前にいる利用者のニーズをふまえて主体的に取り組むべきことであり、国の機関から上意下達的に要請されるべきではない。

アンケート調査では、「皆さんの図書館では、昨年9月の文科省からの拉致問題関係図書の充実や資料展示要請にどのように対応しましたか？」と問いかけ、「①要請に応じて拉致問題に関する資料の充実やテーマ展示を行った」、「②特に何も行わなかった」、「③要請とは無関係に、例年通り、資料の充実・テーマ展示を行った」、「④従来は資料の充実・テーマ展示など行っていたが、昨年は行わなかった」、「⑤その他（自由記述）」の中から1つを選んでもらうこととした。次のグラフ3はその結果を示したものである。

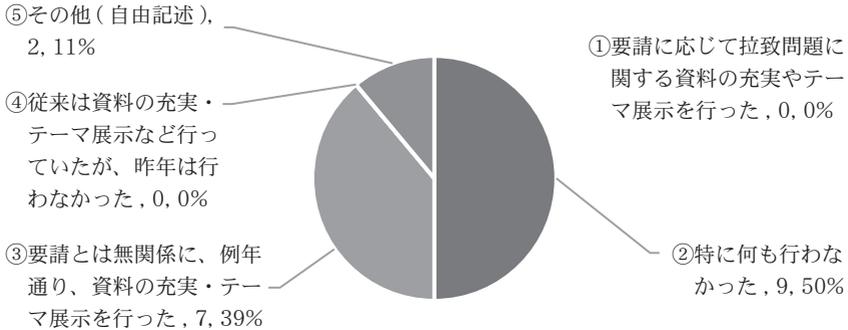
アンケートの選択肢の中で、国家の機関との一定の距離をとり、図書館の主体性を守ることができたと考えられる対応は「③要請とは無関係に、例年通り、資料の充実・テーマ展示を行った」、または、「④従来は資料の充実・テーマ展示など行っていたが、昨年は行わなかった」ということになるだろうか。グラフ3から分かるように、④の回答者はいなかったが、③は7人(33%)が選択している。「①要請に応じて拉致問題に関する資料の充実やテーマ展示を行った」を選択した回答者が1人もいなかった点は評価できるが、「②特に何も行わなかった」を選んだ回答者が9人(50%)いた点には若干の疑問が残る。

図書館が「知る自由」という基本的人権を保障することの一つの意味は、その

---

21 「図書館憲章（委員会案）に寄せられた意見」『図書館の自由に関する宣言の成立』（図書館と自由1）、日本図書館協会、1975、p.19-22

グラフ 3 文科省からの拉致問題関連資料の充実・  
展示要請への対応（有効回答数 18）



副文の中で「いっさいの基本的な人権と密接に関わり、それらの保障を実現するための基礎的な要件である」と説明されている。2022年に改訂された自由宣言の解説書では、この一文について、日本国憲法第25条に定められた生存権を例として次のような説明を加えている。

憲法第25条に定められた「健康で文化的な最低限度の生活」に関する権利の中には「生活保護」を受ける権利が含まれている。生活に困窮した時に自立を目指して様々な支援を受けることは国民の当然の権利であるが、その権利を実体化するためには、私たち一人ひとりが生活保護の申請方法はもちろん、制度の存在そのものを知らなければこの権利を行使することができない。第25条の条文そのものには「生活保護制度について自由に知る権利がある」とはどこにも書かれていないが、条文の背後には、生活保護についての情報は誰もが自由に無料で得ることができる、という権利内容が含まれていなければならないはずである。そしてこのことは、生存権に限定されるものではなく、教育を受ける権利はもちろん、職業選択の自由や学問の自由、幸福追求権といった様々な（あらゆる）基本的人権の行使にもかかわってくるだろう<sup>22</sup>。

このように、図書館の自由とは人々が様々な基本的人権を行使するために必

22 日本図書館協会図書館の自由委員会編『「図書館の自由に関する宣言1979年改訂」解説』第3版，日本図書館協会，2022，p.24

要不可欠な情報を得ることを想定した幅広い概念ととらえなければならない。そして、一人ひとりの生存権に大にかかわる拉致問題について知る権利を保障することは、図書館の自由の実践においても極めて重要な課題であると捉えなければならないだろう。

アンケートの回答では、「⑤その他(自由記述)」が2名から選ばれており、いずれも「展示されたかどうか分からない」「不明」というものであった。文科省の文書では拉致問題への若い世代の関心の低さが指摘されていたが、そのことは図書館にとっても無関係ではないようである。今回の出来事については、文科省の無理解・無知と批判して終わるのでなく、図書館の自由がもつ基本的人権の実体化という役割を各図書館が改めて理解し、日々のサービスの中で実践することにつなげていくべきだろう。

### 3. 今後の課題

本稿では2022年に起こった、図書館での資料収集・提供をめぐる3つの出来事についてその論点を整理するとともに、公共図書館職員へのアンケート調査を通して、各々の問題意識や各図書館での対応を明らかにしようと試みた。

アンケートの回答者は筆者が講師を務めた某地区での研修会の参加者であり、18人というごく少人数の規模で行われたものである。また、1つの図書館から複数人の参加もあったことから、回答の数がそのまま図書館の実態を示すものではない。しかしながら、いずれの出来事も、参政権や住民自治との関わり、国家権力からの自由、そして、基本的人権の保障・実体化といった、図書館の自由の原点とも深くかかわる重要な事例であり、研修会参加者とともにこれらの問題を考える機会を得ることができたのは大きな意義があったように感じている。

本稿を書き終えた翌日から始まる2024年は自由宣言が採択されて70周年となる記念年にあたる。本稿がその原点を振り返る一助となれば幸いである。(2023年12月31日)